

2023年1月19日

各位

会社名 株式会社ユーグレナ
代表者名 代表取締役社長 出雲 充
(コード番号:2931)
問合せ先 執行役員 C F i O 若原 智広
(TEL.03-3454-4907)

第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、 並びに資本業務提携に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により新株式（以下「本株式」といいます。）及び気候変動解決を企図した株式会社ユーグレナ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」又は「本気候変動解決型CB」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下、本株式及び本新株予約権付社債の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、バイオ燃料事業の商業化実現に向けて、2022年12月14日に、グローバル大手統合エネルギー企業である Petroliaam Nasional Berhad（本社マレーシア、以下「PETRONAS社」といいます。）及びEni S.p.A（本社イタリア、以下「Eni社」といいます。）と共同で、マレーシアにおいて商業規模のバイオ燃料製造プラント（以下「本商業プラント」といいます。）の建設及び運転するプロジェクト（以下「本プロジェクト」といいます。）を検討しており、本商業プラント建設に係る技術的・経済的な実現可能性評価を進めていることを発表しました。本プロジェクトは、2023年中に3社間で最終投資決定を行い、本商業プラントを2025年中に完成することを目指しております。

また、当社は、バイオ燃料事業に加えて、ユーグレナ・フィロソフィー「Sustainability First」のもと、健康食品や化粧品等の販売を通じて人々のサステナブルな健康の実現を目指すヘルスケア事業や、肥料・バイオインフォマティクス・ソーシャルビジネスといったサステナビリティ関連領域等におけるその他事業等、サステナビリティを軸とした多様な事業を展開しており、オーガニック成長に向けた投資を推進するとともに、パートナーシップやM&Aを積極的に拡大することで、更なる事業成長を通じたサステナブルな社会の実現を目指しています。

上記の背景から、本プロジェクトの必要資金の一部の前倒し調達、ヘルスケア事業及びサステナビリティ関連領域におけるその他事業の更なる成長に向けた投資資金の調達、バイオ燃料の将

来的な供給拡大、並びに様々な事業領域におけるパートナー企業との協業強化を企図して、下記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の計4社のパートナー企業を対象とした本第三者割当を実施することといたしました。

また、当社は、本日開催の取締役会において、株式会社丸井グループ及びロート製薬株式会社との間でそれぞれ資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本第三者割当の概要

1. 発行の概要

<本株式発行の概要>

(1) 払込期日	2023年2月6日
(2) 発行新株式数	普通株式 3,208,500株
(3) 発行価額	1株につき935円
(4) 調達資金の額 (差引手取概算額)	2,979,947,500円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本株式を以下のとおり割り当てます(以下、株式会社丸井グループ及びロート製薬株式会社を個別に又は総称して「本株式割当予定先」といいます。 株式会社丸井グループ 2,139,000株 ロート製薬株式会社 1,069,500株
(6) その他	本株式の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

<本新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2023年2月6日
(2) 新株予約権の総数	48個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金100,000,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	5,133,689株 上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。

	<p>上限転換価額は 1,122 円であり、上限転換価額における潜在株式数は 4,278,074 株です。</p> <p>下限転換価額は 748 円であり、下限転換価額における潜在株式数は 6,417,111 株です。</p>				
(5) 調達資金の額 (差引手取概算額)	4,785,000,000 円				
(6) 転換価額及びその修正条件	<p>当初転換価額 935 円</p> <p>2023 年 9 月 30 日、2024 年 3 月 31 日、2024 年 9 月 30 日、2025 年 3 月 31 日、2025 年 9 月 30 日、2026 年 3 月 31 日、2026 年 9 月 30 日、2027 年 3 月 31 日及び 2027 年 9 月 30 日（以下、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）において、当該 CB 修正日に先立つ 10 連続取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（以下「CB 修正日価額」といいます。）が、当該 CB 修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該 CB 修正日以降、当該 CB 修正日価額に修正されず。但し、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とします。</p>				
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による				
(8) 割当予定先	<p>全ての本新株予約権付社債を以下のとおり割り当てます（以下、マツダ株式会社及び第一生命保険株式会社を個別に又は総称して「本新株予約権付社債割当予定先」といい、本株式割当予定先とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>マツダ株式会社</td> <td style="text-align: right;">28 個</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td style="text-align: right;">20 個</td> </tr> </table>	マツダ株式会社	28 個	第一生命保険株式会社	20 個
マツダ株式会社	28 個				
第一生命保険株式会社	20 個				
(9) 利率及び償還期日	<p>利率：年率 0.04%</p> <p>償還期日：2028 年 3 月 31 日</p>				
(10) 償還価額	額面 100 円につき 100 円				
(11) その他	当社が各本新株予約権付社債割当予定先との間で締結した本新株予約権付社債に係る第三者割当契約（以下「本買取契約（新株予約権付社債）」）において、本新株予約権付社債の譲渡等には、当社の事前の書面による承諾を要すること等が規定されています。				

	<p>また、本買取契約（新株予約権付社債）においては、下記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由① 資金調達方法の概要」に記載しておりますとおり、本新株予約権付社債の期中買入及び行使期間の末日時点における強制転換に係る条項等も規定されています。</p> <p>なお、本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

（1）資金調達の主な目的

当社の事業セグメントは、ユーグレナ・フィロソフィー「Sustainability First」のもと、健康食品や化粧品等の販売を通じて人々のサステナブルな健康の実現を目指すヘルスケア事業、気候変動問題の解決に資するバイオ燃料の研究開発・製造・販売を推進するバイオ燃料事業、並びに肥料・バイオインフォマティクス・ソーシャルビジネスといったサステナビリティ関連領域等における製品・サービスを展開するその他事業、の3つの事業から構成されております。売上高や調整後 EBITDA の大半を占めるヘルスケア事業は、2021 年 12 月期におけるキューサイ株式会社の連結子会社化等を主要因として大幅な成長を遂げる一方、バイオ燃料事業やその他事業に関しては、現時点における収益貢献は限定的であり、将来的な事業拡大に向けた投資や事業開発に注力しております。なお、当社の最近3年間の業績（連結）は下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおりです。

当社は、バイオ燃料事業の商業化実現に向けて、2019 年 9 月期よりプラント立地候補地調査や事業パートナーの開拓等を開始し、2021 年 10 月より建設想定地における商業プラントの予備的基本設計を開始しました。そして 2022 年 12 月 14 日に、グローバル大手統合エネルギー企業である PETRONAS 社及び Eni 社（以下、当社を含む3社を「本合弁パートナー」といいます。）と共同で、マレーシアにおいてバイオ燃料に係る本商業プラントを建設及び運転する本プロジェクトを共同で検討しており、本プロジェクト実現に向けた技術的・経済的な実現可能性評価を実施していることを発表しました。本プロジェクトでは、2023 年中に3社間で最終投資決定を行い、本商業プラントを 2025 年中に完成させることを目指しております。本商業プラントの原料処理能力は年間約 65 万トン、バイオ燃料(SAF、HVO、バイオナフサ)の製造能力は最大で日産 1 万 2,500 バレルとなる見通しで、ASTM D7566 Annex 2 (注) に準拠した技術の導入を予定しており、使用済み植物油、動物性油脂、植物油の加工に伴う廃棄物、将来的には微細藻類由来の藻油等、食料生産と競合しないバイオマス原料を使用して、バイオジェット燃料や次世代バイオディーゼル燃料等（以下「本バイオ燃料」といいます。）を製造する計画です。本商業プラントの建設、運営は、本合弁パートナーで設立する合弁企業（以下「本合弁企業」といいます。）を通じて進める予定で、

各合弁パートナーの持分割合は現時点では未定ですが、当社は持分割合 30%を目標として今後本合弁パートナー間で協議していく方針です。

本プロジェクトの実現に必要な建設関連資金（商業プラントの建設及び稼働開始に要する一連の資金を指し、設計費、建設費、資材費、人件費及び運転資本を含みますが、これに限られません。以下「建設関連資金」といいます。）は今後の基本設計において精査、確定していく予定ですが、現時点では推定 10 億ドル規模に達することが見込まれております。本プロジェクト実施に係る本合弁パートナー間の最終的な意思決定（以下「本最終投資決定」といいます。）は 2023 年末までに行う予定であり、本最終投資決定をもって本プロジェクトの建設関連資金総額、各合弁パートナーの持分割合、及び当社として必要となる本プロジェクトに対する資金拠出額（以下「当社必要資金拠出額」といいます。）が確定することになります。当社必要資金拠出額は、今後の基本設計等を踏まえた最終的な本プロジェクトの建設関連資金の総額や資金調達スキーム、為替市場の動向並びに当社の最終的な持分割合によって左右されるものの、相応の規模に達することが予想されます。このため、当社必要資金拠出額の確保には複数の資金調達手法を段階的に実施することが最善と判断し、更に基本設計や足元の不安定な為替相場により最終的な金額が増加するリスクも鑑み、今般、本プロジェクトの実現に必要な資金の一部を前倒して調達することにいたしました。

本商業プラントの稼働後は、本合弁パートナーが協力しながら本バイオ燃料をグローバル市場において販売していく予定ですが、当社としては日本国内への販売を通じて日本の CO₂ 排出量の削減に貢献していく方針であり、当社の日本におけるバイオ燃料普及に向けた取り組みに共感いただき、また本バイオ燃料の将来的な供給先となりうるパートナー企業に対して、今般、第三者割当により本株式及び本気候変動解決型 CB を発行することにいたしました。

なお、今回調達した資金では、今後確定していく最終的な当社必要資金拠出額を満たせない見込みであり、本最終投資決定までの間に、株式市場への影響にも配慮しながら、エクイティ性資金調達や本プロジェクトから期待されるキャッシュフローを活用した負債性資金調達等様々な資金調達手法を新たに検討、実施することで、当社必要資金拠出額の不足分を新たに調達していく予定です。なお、当社必要資金拠出額が確定しましたら速やかに開示いたします。また、具体的な調達手法等については現時点では未定であり、本第三者割当の完了後に、具体的な検討を開始いたします。

（注） 使用済食用油や動植物油脂等の生物系油脂を原料として水素化処理プロセスにより製造した純バイオジェット燃料に対して ASTM International（旧 米国材料試験協会 American Society for Testing and Materials）が定める国際規格

また、当社は、バイオ燃料事業に加えて、ヘルスケア事業やサステナビリティ関連領域等におけるその他事業等、サステナビリティを軸とした多様な事業を展開しており、オーガニック成長に向けた投資を推進するとともに、パートナーシップや M&A を積極的に拡大する

ことにより、商品・サービスの拡充や顧客層・販売チャネルの拡大を通じた事業成長を目指しています。ヘルスケア事業やその他事業の成長に加えて、サステナブルな社会の実現に寄与する新規事業の創出や研究開発を、パートナーシップの拡大により加速化することを企図して、この度、経営方針や事業活動で目指す方向性において当社との親和性が高い株式会社丸井グループ及びロート製薬株式会社との間でそれぞれ本資本業務提携契約を締結いたしました。

上記の背景から、本プロジェクトの必要資金の一部の前倒し調達、ヘルスケア事業及びサステナビリティ関連領域におけるその他事業の更なる成長に向けた投資資金の調達、バイオ燃料の将来的な供給拡大、並びに様々な事業領域におけるパートナー企業との協業強化を企図して、株式会社丸井グループ及びロート製薬株式会社に対して本株式を、マツダ株式会社及び第一生命保険株式会社に対して本気候変動解決型 CB を、第三者割当により発行することといたしました。各割当予定先と当社との間の協業関係は以下のとおりです。

割当予定先	協業関係
マツダ株式会社	同社及び同社が参画するひろしま自動車産学官連携推進会議と連携して、広島地域における次世代バイオディーゼル燃料のバリューチェーンの構築の推進や、同社が参戦するスーパー耐久シリーズにおける同社車両への当社次世代バイオディーゼル燃料の供給等、様々な取り組みで連携しております。今後も更に連携を強化するとともに、同社の CO ₂ 排出量削減に向けて、本商業プラント完成後は次世代バイオディーゼルの供給を拡大してまいります。
株式会社丸井グループ	サステナブルな社会の実現を目指して、同社との提携クレジットカードの発行、同社の店舗を活用したポップアップイベントの実施、当社によるバイオ燃料の供給や共同での E コマースの運営等の実施へ向けた協議を進めてまいります。
第一生命保険株式会社	投融資を通じて社会の構造変化・社会課題の解決を目指す同社のサポートを受け、当社はサステナブルな社会の実現に向けてバイオ燃料事業の更なる拡大を目指します。
ロート製薬株式会社	ヘルスケア関連商品の共同開発・企画及び相互の販売チャネルにおける連携、藻類を活用した化粧品原料や健康食品の共同研究、八重山地域やアジア地域における協業の検討、バイオ燃料を活用した環境負荷低減へ向けた取り組み等、様々な連携を進めてまいります。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

① 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、各本株式割当予定先に対し本株式を、各本新株予約権付社債割当予定先に対し本新株予約権付社債を割り当てることにより、払込期日に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本気候変動解決型 CB（本新株予約権付社債）は、本プロジェクトの趣旨に合わせた「気候変動解決型」の設計となっており、以下のような特徴がございます。

(a) 地球の CO₂ 濃度と同率となるクーポン

本邦における昨今の新株予約権付社債発行ではゼロクーポンが主流となっておりますが、本気候変動解決型 CB は、気候変動解決に資するバイオ燃料の商業製造プラントの建設関連資金に充当されることから、地球の CO₂ 濃度（約 400ppm=0.04%）をこれ以上高めないという意思を体現するために、年率 0.04% のクーポンを付しております。なお、本新株予約権付社債の価値はクーポンの有無及び割合だけでなく全ての発行条件を総合考慮した上で決定されており、かかる発行条件は、下記「5. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ②本新株予約権付社債」に記載のとおり、第三者機関に価値算定を依頼した上で設計しております。

(b) 資金用途をバイオ燃料製造商業プラントの建設関連資金に限定

本気候変動解決型 CB は、気候変動解決への貢献を目的とした資金調達であることから、資金用途をバイオ燃料製造商業プラントの建設関連資金のみに限定しております。このため、当社は、以下の<プロジェクト状況>欄に記載の各状況に応じて、以下の<対応>欄に記載の対応を行います。

<プロジェクト状況>

- ア 2025年3月31日の時点において、(i)本プロジェクトに関して、本合弁企業の株式の保有に関する契約（株主間契約を含みますがこれに限られません。）が締結されていない、又は、当社の当社必要資金拠出額の拠出義務が発生していない場合、及び(ii)本プロジェクトとは異なる商業規模のバイオ燃料製造プラントを建設及び運転するプロジェクト（以下「代替プロジェクト」といいます。）に関して、当社及び別の事業体が共同して設立する合弁企業の株式の保有に関する契約（株主間契約を含みますがこれに限られず、以下「代替プロジェクト株主間契約」といいます。）が締結されていないか、又は締結される見込みがない場合
- イ 2025年3月31日の時点において、代替プロジェクト株主間契約が締結されているか、又は締結される見込みがあるものの、本新株予約権付社債割当予定先が本社債に関する手取金の全部又は一部を代替プロジェクトに充当することを承諾しない場合

<対応>

- ア 上記<プロジェクト状況>アの状況の場合、当社は、2025年4月1日又は本新株予約権付社債割当予定先と別途合意した同日以降の日において、当該日時点で残存する全ての当社債を、当社債の金額100円につき100円で買い入れなければなりません。
- イ 上記<プロジェクト状況>イの状況の場合、当社は、2025年4月1日又は本新株予約権付社債割当予定先と別途合意した同日以降の日において、当該日時点で残存する当社債に係る手取金のうち、充当に関する本新株予約権付社債割当予定先からの承諾を得られなかった手取金額を各当社債の金額で除して得られる最大整数の当社債を、当社債の金額100円につき100円で買い入れなければなりません。

(c) グリーンボンドによる資金調達に関するセカンドオピニオンの取得

本気候変動解決型CBが、気候変動解決を企図したグリーンボンド（注）として適切な設計であることを担保するために、株式会社格付投資情報センター（R&I）より国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2022年版」に則った資金調達である旨のセカンドパーティーオピニオンを取得しております。

（注） 企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券で、調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定されること、調達資金が確実に追跡管理されること、それらについて発行後のレポートを通じ透明性が確保されること、が主な特徴。

加えて、本気候変動解決型CBは、以下のような設計上の特徴もございます。

(a) 半年毎の転換価額の修正

本気候変動解決型CBの資金用途であるバイオ燃料製造商業プラントの完成、本格稼働が当社業績に寄与するまでには一定の期間を要する一方で、本新株予約権付社債割当予定先が取得した本気候変動解決型CBの時価は、当社株価の短期的な変動に左右されることとなります。本新株予約権付社債割当予定先が本気候変動解決型CBを中長期的に安定して保有できるよう、本気候変動解決型CBの時価変動を抑制するために、本新株予約権付社債の転換価額は、当社株価の変動に応じて、発行後半年毎に当初転換価額の80%相当から120%相当の範囲内で修正され、本源的価値が発行価額に収斂しやすい設計としております。

なお、本気候変動解決型CBは、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第411条に規定されるMSCB等には該当いたしません。

(b) 行使期間の末日時点における当社普通株式への強制転換

本気候変動解決型CBの資金用途であるバイオ燃料製造商業プラントが完成、本格

稼働し、当社キャッシュフローに寄与するまでには一定の期間を要し、十分な手元資金が確保できるまでに満期現金償還が必要となった場合には、多大なリファイナンスリスクが発生することから、行使期間の末日時点で当社普通株式に強制転換することで、キャッシュアウトが発生しない設計としております。

② 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、本プロジェクトを実現するためには多額の資金が必要であり、相応の規模に達することが予想される当社必要資金拠出額を単一のファイナンスで調達することは容易ではないと考えております。また、バイオ燃料事業以外の領域においても、成長投資や M&A 推進のための資金需要が継続的に発生する見込みです。そのため、当社は、本株式及び本新株予約権付社債の発行により、将来的に発生する多額の資金需要の一部を発行時点で調達することができるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本第三者割当の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本第三者割当の特徴)

[メリット]

- ① 本株式及び本新株予約権付社債の発行により、証券の発行時に全額の資金を調達することが可能となっております。
- ② 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。また、下限転換価額が設定されていることにより、当社株価の大幅な下落に伴い、過度に低い水準で転換が行われることがないように設計されております。
- ③ 本株式による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。また、本新株予約権付社債による調達金額も、調達資金がバイオ燃料商業プラントの建設関連資金に全額充当されれば、期中又は行使期間の末日時点までの株式転換により資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。
- ④ 本第三者割当は、各割当予定先との中長期的な協業関係の構築を目的としており、本株式及び本新株予約権付社債の中長期的な保有が期待されるため、株価に短期的な悪影響を及ぼす可能性が抑制されると考えられます。

[デメリット]

本第三者割当については、下記のデメリットが存在しますが、上記のメリットは、当社に

とって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

- ① 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- ② 本新株予約権付社債については、上限転換価額が付されており、上限転換価額を超えて株価が上昇した場合でも転換価額は上限転換価額を上回って修正されることはないため、株価上昇時において当社がメリットを受けられる範囲は限定されています。
- ③ 本新株予約権付社債には利息を付しておりますので、本新株予約権付社債について年率 0.04%の利息を支払う必要があります。
- ④ 第三者割当方式という当社と各割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、本第三者割当と同様、一時に資金を調達できる反面、株式市場における需給悪化に伴い株価に短期的な悪影響を及ぼすおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 本新株予約権付社債には年率 0.04%の利息が付されていますが、普通社債の発行や銀行借入については、本新株予約権付社債に上記の利息が付されていることと比較してもなお金利コストが高くなること、今回の資金調達においては資本の増加による財務健全性の向上も重視していること、及び、新株予約権付社債はその全てが転換されれば当社が償還義務を負うことはなくなる一方で、普通社債の発行や銀行借入は、当社が償還義務・返済義務を負うため、将来的に確実に調達資金相当額のキャッシュアウトが生じてしまうことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明かつ十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。また、ノンコ

ミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

- ⑤ 新株予約権による資金調達については、同手法の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に、行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。当社が一定期間内に確実に資金調達を行う必要がある中で、資金調達の時期や金額が確定できず、必要な資金を調達できないリスクのある新株予約権の発行による資金調達は、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	7,799,947,500円
発行諸費用の概算額	35,000,000円
差引手取概算額	7,764,947,500円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の費用項目は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、グリーンボンド評価に係るセカンドオピニオン取得費用、その他諸費用であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額7,764,947,500円の具体的な使途につきましては、下表記載のとおり充当する予定であります。

<本株式に係る手取金の使途>

具体的な資金使途	金額(円)	支出予定時期
① バイオ燃料製造商業プラントの建設関連資金	2,079,947,500	2023年2月～2026年12月
② ヘルスケア事業及びサステナビリティ関連領域等におけるその他事業の更なる成長に向けた投資資金	900,000,000	2023年2月～2024年12月

<本新株予約権付社債に係る手取金の使途>

具体的な資金使途	金額(円)	支出予定時期
① バイオ燃料製造商業プラントの建設関連資金	4,785,000,000	2023年2月～2026年12月

(手取金の具体的な使途)

上記各表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

① バイオ燃料製造商業プラントの建設関連資金について

本プロジェクトは、本合弁パートナー間で 2023 年中に本最終投資決定を行った後、本合弁パートナー各社が本合弁企業に対して共同で資金拠出を行い、本合弁企業が主体となって本商業プラントの建設及び稼働開始に関連する費用を支出していく予定です。本商業プラントは 2025 年中の完成を目指しており、原料処理能力は年間約 65 万トン、バイオ燃料 (SAF、HVO、バイオナフサ) の製造能力は最大で日産 1 万 2,500 バレルとなる見通しです。上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達のための主な目的」に記載のとおり、本商業プラントの建設及び稼働開始に要する建設関連資金は、設計費、建設費、資材費、人件費、運転資本等多岐に渡り、建設関連資金の総額や各費用の支出時期は現時点では未定ですが、本合弁パートナー間で株主間契約を締結し、かつ、本最終投資決定を行った後、各本合弁パートナーが段階的に本合弁企業に対する資金拠出を行っていく見込みです。当社必要資金拠出額は、今後の基本設計等を踏まえた最終的な本プロジェクトの建設関連資金の総額、為替市場の動向や当社の最終的な持分割合によって左右されるものの、相応の規模に達することが予想され、最終的に確定する当社必要資金拠出額の一部として 6,864,947,500 円を充当する予定です。

調達資金は、本商業プラントの建設関連資金に充当されるまでは、預金口座で適切に管理する予定です。

なお、当社は、以下のいずれかの場合には、本株式に係る手取金を上記②に追加充当します。

ア 2025 年 3 月 31 日の時点において、(i)本プロジェクトに関して、本合弁企業の株式の保有に関する契約 (株主間契約を含みますがこれに限られません。) が締結されていない、又は、当社の当社必要資金拠出額の拠出義務が発生していない場合、及び(ii)代替プロジェクトに関して、代替プロジェクト株主間契約が締結されていないか、又は締結される見込みがない場合

イ 2025 年 3 月 31 日の時点において、本株式に関する手取金の本プロジェクト又は代替プロジェクトへの充当後に当該手取金に余剰がある場合

また、当社は、以下の<プロジェクト状況>欄に記載の各状況に応じて、以下の<対応>欄に記載の対応を行います。

<プロジェクト状況>

ア 2025 年 3 月 31 日の時点において、(i)本プロジェクトに関して、本合弁企業の株式の保有に関する契約 (株主間契約を含みますがこれに限られません。) が締結されていない、又は、当社の当社必要資金拠出額の拠出義務が発生していない場合、及び(ii)代替プロジェクトに関して、代替プロジェクト株主間契約が締結されていないか、又は締結される見込みがない場合

イ 2025年3月31日の時点において、代替プロジェクト株主間契約が締結されているか、又は締結される見込みがあるものの、本新株予約権付社債割当予定先が本社債に関する手取金の全部又は一部を代替プロジェクトに充当することを承諾しない場合

<対応>

ア 上記<プロジェクト状況>アの状況の場合、当社は、2025年4月1日又は本新株予約権付社債割当予定先と別途合意した同日以降の日において、当該日時点で残存する全ての本社債を、本社債の金額100円につき100円で買い入れなければなりません。

イ 上記<プロジェクト状況>イの状況の場合、当社は、2025年4月1日又は本新株予約権付社債割当予定先と別途合意した同日以降の日において、当該日時点で残存する本社債に係る手取金のうち、充当に関する本新株予約権付社債割当予定先からの承諾を得られなかった手取金額を各本社債の金額で除して得られる最大整数の本社債を、本社債の金額100円につき100円で買い入れなければなりません。

②ヘルスケア事業及びサステナビリティ関連領域等におけるその他事業の更なる成長に向けた投資資金について

当社は、本株式割当予定先2社との間でそれぞれ本資本業務提携契約を締結し、「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」記載の協業を進めてまいります。各協業においては、バイオ燃料の供給に関する連携に加えて、ヘルスケア事業を中心とした幅広いサステナビリティ領域において、双方の商品・サービスの販売拡大、新商品・サービスの共同開発、新規事業の創出や研究開発等に取り組んでいく方針であり、協業によるシナジーを最大化するために、当社自身のヘルスケア事業及びその他事業の事業成長、顧客基盤強化、組織基盤強化に対する投資が必要になります。

当社のヘルスケア事業における売上高の大半を占める直販の成長のためには、新規顧客獲得や顧客基盤強化のための広告宣伝費、販売促進費等の投資が必要であり、特に広告宣伝投資は、新規獲得顧客による将来的な継続購入を通じて回収されるため、投資時点では資金支出が先行する形となります。当社は、直販成長に向けて広告宣伝費等の投資を拡大していく方針であり、調達資金の一部を直販成長に向けた広告宣伝費等の運転資金に充当する予定です。

また、当社は、ヘルスケア事業においては2022年5月にキューサイ株式会社を連結子会社化し、その他事業においては2021年12月に大協肥糧株式会社を連結子会社化する等、M&Aを積極的に活用しながら事業成長を実現してきました。今後も、ヘルスケア事業やサステナビリティ関連領域におけるその他事業における販売チャネルの拡

充や組織基盤の強化に向けた M&A を推進していく方針であり、調達資金の一部を将来の M&A に係る資金に充当する予定です。

なお、上記の広告宣伝費等の運転資金及び将来の M&A に係る資金に関しては、充当に際しての優先順位や個別の充当金額は設定せず、資金需要に応じて機動的に調達資金を充当していく方針です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、今回調達する資金は、本プロジェクトの必要資金の一部の前倒し調達、及びヘルスケア事業の更なる成長に向けた投資資金の調達、並びに様々な事業領域におけるパートナー企業との協業強化を企図して行うものであることから、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本株式

本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（2023年1月18日）における取引所が公表した当社普通株式の終値に相当する額である935円としました。

当該払込金額は、当社の置かれた事業環境及び業績動向や当社の株価推移を勘案し、本株式割当予定先との協議の上で決定されました。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠しているものと考えております。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である956円に対して2.20%のディスカウント、同直前3か月間の当社普通株式の終値単純平均値である918円に対して1.85%のプレミアム、同直前6か月間の当社普通株式の終値単純平均値である920円に対して1.63%のプレミアムとなる金額です。

なお、当社監査等委員会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、取締役会決議の前営業日における終値に相当する額を基準として本株式割当予定先と交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、本株式割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した

第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち二項モデルを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態や当社の株価推移を鑑み、本新株予約権付社債割当予定先と協議の結果、935円と決定いたしました。なお、この転換価額は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2023年1月18日）における当社普通株式終値935円の終値に相当する額であり、当該取締役会決議日の前営業日までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である956円に対して2.20%のディスカウント、同直前3か月間の当社普通株式の終値単純平均値である918円に対して1.85%のプレミアム、同直前6か月間の当社普通株式の終値単純平均値である920円に対して1.63%のプレミアムとなる金額です。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額100円につき金100円）を赤坂国際会計による評価額（各社債の金額100円につき99.6円から101.3円）の範囲内で決定しており、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権付社債の発行条件は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、評価報告書の結果及び上記取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び本新株予約権付社債割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込金額はかかる評価額の範囲に含まれているものであることから、本新株予約権付社債割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の発行による新規発行株式数3,208,500株（議決権数32,085個）に、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数5,133,689株（議決権数51,336個）を合算した総株式数は8,342,189株（議決権数83,421

個) (但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数 6,417,111 株を合算した総株式数は 9,625,611 株 (議決権数 96,255 個)) であり、これに係る希薄化率は、2022 年 12 月 31 日現在の当社発行済株式総数 113,105,455 株及び議決権数 1,129,628 個を分母とした場合、7.37% (議決権ベースの希薄化率は 7.38%)

(本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合は 8.51% (議決権ベースの希薄化率は 8.52%)) に相当します。そのため、本株式及び本新株予約権付社債の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

他方で、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、本プロジェクトを実現するためには多額の資金が必要であり、当社必要資金拠出額を単一のファイナンスで調達することは潜在的な金額の大きさから容易ではないと考えております。また、バイオ燃料事業以外の領域においても、成長投資や M&A 推進のための資金需要が継続的に発生する見込みです。そのため、本第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、その規模はかかる資金調達の必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、更に上記「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。なお、割当予定先の保有方針は、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおりであり、割当予定先によって市場で当社株式を売却されるおそれはありますが、当社株式の取引量 (直近 6 か月 (2022 年 7 月 19 日から 2023 年 1 月 18 日) の 1 日平均売買高 1,050,586 株) から、市場で吸収できる当社株式の流動性が相応にあると考えております。以上の事情を踏まえれば、当該希薄化が株主の皆様にご与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

本株式割当予定先及び本新株予約権付社債割当予定先の名称は、それぞれ以下のとおりです。これらの詳細については、「別紙 3 割当予定先の詳細」をご参照ください。

① 本株式

- a. 株式会社丸井グループ
- b. ロート製薬株式会社

② 本新株予約権付社債

- a. マツダ株式会社
- b. 第一生命保険株式会社

(2) 割当予定先を選定した理由

詳細については、「別紙3 割当予定先の詳細」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

各割当予定先から、本第三者割当により発行される本株式又は本新株予約権付社債を原則として中長期で保有する方針である旨をヒアリングにより確認しております。

また、当社は、本株式割当予定先である2社それぞれから、当該各本株式割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

詳細については、「別紙3 割当予定先の詳細」をご参照ください。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (2022年12月31日現在)		募集後	
出雲 充	10.85%	出雲 充	10.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.27%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9.56%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.19%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3.90%
亀谷 誠一郎	1.23%	マツダ株式会社	2.46%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1.15%	第一生命保険株式会社	1.76%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	0.96%	株式会社丸井グループ	1.76%
RBC ISB LUX NON RES/DOM RATE-UCITS CLIENTS	0.88%	亀谷 誠一郎	1.15%

ACCOUNT-MIG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)			
東京センチュリー株式会社	0.88%	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.07%
SMBC 日興証券株式会社	0.78%	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.89%
鈴木 健吾	0.78%	ロート製薬株式会社	0.88%

- (注) 1. 「持株比率」は、2022年12月31日時点の株主名簿上の株式数（自己株式を含みます。）に基づき記載しております。なお、割当後の大株主及び持株比率は本新株予約権が全て行使されたと仮定して算出しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てております。

8. 今後の見通し

当社の2023年12月期の連結業績予想は現在精査中であり、本第三者割当による調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」記載の用途に充当することによる影響、本第三者割当に伴う発行諸費用及び本資本業務提携による影響を加味した上で、2023年2月13日に発表を予定している2022年12月期決算短信とあわせて開示する予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行による新規発行株式数 3,208,500 株（議決権数 32,085 個）及び本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数 6,417,111 株（議決権数 64,170 個）を合算した総株式数 9,625,611 株に係る議決権数 96,255 個については、当社の総議決権数 1,129,628 個（2022年12月31日現在）に占める割合が 8.52%にとどまります。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

	2019年9月期	2020年9月期	2021年12月期
売上高	13,967	13,317	34,420
調整後 EBITDA	209	△732	1,368
営業損失(△)	△7,460	△1,807	△6,565
経常損失(△)	△7,073	△1,457	△6,354
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△9,798	△1,486	△5,038
1株当たり当期純損失(△)(円)	△107.25	△16.00	△49.07
1株当たり配当額(円)	-	-	-
1株当たり純資産額(円)	116.45	100.58	181.35

(注) 1. 2021年12月期は、決算期変更により2020年10月1日から2021年12月31日までの15か月間となっております。

2. 当社は、キャッシュ・フロー重視の経営にシフトする観点から、当社のキャッシュ・フロー創出力を示す指標として調整後 EBITDA を開示しております。調整後 EBITDA は、EBITDA(営業利益+のれん償却費及び減価償却費)+助成金収入+株式関連報酬+棚卸資産ステップアップ影響額、として算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	113,105,455株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,466,600株	1.29%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(注) 潜在株式は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年9月期	2021年12月期	2022年12月期
始値	909円	890円	715円
高値	1,050円	1,295円	1,060円
安値	498円	691円	639円

終 値	880 円	710 円	980 円
-----	-------	-------	-------

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所市場第一部及び東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
2. 2021年12月期は、決算期変更により2020年10月1日から2021年12月31日までの15か月間となっております。

② 最近6か月間の状況

	2022年 8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月
始 値	936 円	969 円	841 円	897 円	913 円	971 円
高 値	1,060 円	974 円	904 円	929 円	1,060 円	977 円
安 値	891 円	812 円	817 円	855 円	867 円	915 円
終 値	979 円	856 円	891 円	901 円	980 円	935 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
2. 2023年1月の株価については、2023年1月18日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年1月18日
始 値	921 円
高 値	935 円
安 値	915 円
終 値	935 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

有償一般募集（海外募集による新株式の発行）

払 込 期 日	2021年4月22日
調 達 資 金 の 額	13,100,051,690 円
募集時における発行済株式総数	95,227,862 株
当該募集による発行株式数	14,532,200 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① キューサイ株式会社の全株式を保有する特別目的会社（SPC）である株式会社 Q-Partners への出資比率を49%まで引き上げるためのコールオプション行使資金 ② 株式会社 Q-Partners への当初出資に係る借入金の返済資金 ③ ヘルスケア事業における広告宣伝費等の運転資金
発行時における支出予定時期	① 2022年1月4日まで ② 2021年4月末まで ③ 2022年9月末まで

現時点における充当状況	① 8,940 百万円を充当済み ② 2,800 百万円を充当済み ③ 調達資金総額から上記①②を差し引いた残額の全額を充当済み
-------------	--

II. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の理由

上記「I. 本第三者割当の概要 2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」及び「別紙3 割当予定先の詳細 1. 本株式割当予定先」における各本株式割当予定先に係る「(2) 割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

2. 本資本業務提携の内容

上記「I. 本第三者割当の概要 2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」及び「別紙3 割当予定先の詳細 1. 本株式割当予定先」における各本株式割当予定先に係る「(2) 割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

3. 本資本業務提携の相手先の概要

本資本業務提携の相手先である本株式割当予定先の概要は、「別紙3 割当予定先の詳細 1. 本株式割当予定先」をご参照ください。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2023年1月19日
(2) 契約締結日	2023年1月19日
(3) 提携開始日	2023年2月6日(予定)

5. 今後の見通し

上記「I. 本第三者割当の概要 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

株式会社ユーグレナ
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 3,208,500 株
2. 募集株式の払込金額
1 株当たり 935 円
3. 払込金額の総額
2,999,947,500 円
4. 申込期日
2023 年 2 月 4 日
5. 払込期日
2023 年 2 月 6 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：1,499,973,750 円
増加する資本準備金の額：1,499,973,750 円
7. 募集及び割当の方法
第三者割当の方法により、すべての新株式を以下のとおり割り当てる。

株式会社丸井グループ	2,139,000 株
ロート製薬株式会社	1,069,500 株
8. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

**株式会社ユーグレナ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項**

1. 社債の名称

株式会社ユーグレナ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金4,800,000,000円

3. 各社債の金額

金100,000,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率0.04%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2023年2月4日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2023年2月6日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権付社債を以下のとおり割り当てる。

マツダ株式会社	28個
第一生命保険株式会社	20個

11. 本社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2028年3月31日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるもの（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会）で承認決議した場合、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還する。
- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2023年9月30日を第1回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の償還後は、利息は発生しない。
- (4) 本社債が、2028年3月31日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該償還日（同日を含む。）までの期間について、当該償還日に支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。

13. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計48個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初935円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2023年9月30日、2024年3月31日、2024年9月30日、2025年3月31日、2025年9月30日、2026年3月31日、2026年9月30日、2027年3月31日及び2027年9月30日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ10連続取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が748円（以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、修正日にかかる修正後の転換価額が1,122円（以下「上限転換価額」といい、下記(ニ)の規定を準用して調整される。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 本号(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、上記②(v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(v)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
2023年2月7日から2028年3月30日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。
但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
 - (ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
 - (ハ) 当社が、第11項第(2)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
 - (ニ) 当社が、第15項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第20項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
- (ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 本新株予約権の取得

当社は、2028年3月30日（以下「強制取得日」という。）に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可。）を、交付財産（以下に定義する。）と引換えに取得する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制取得日時点で有効な転換価額で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

- (11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

14. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第11項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が第13項第(4)号(ハ)若しくは(ニ)、第13項第(11)号又は第14項の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (ホ) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(へ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社ユーグレナ 財務部

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

別紙3 割当予定先の詳細

1. 本株式割当予定先

①株式会社丸井グループ

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社丸井グループ
(2) 所 在 地	東京都中野区中野四丁目3番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 青井 浩
(4) 事 業 内 容	小売事業、フィンテック事業を行うグループ会社の経営計画・管理等
(5) 資 本 金	35,920 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1937年3月30日
(7) 発 行 済 株 式 数	208,660,417 株
(8) 決 算 期	3月
(9) 従 業 員 数	4,654 名 (2022年3月31日時点)
(10) 主 要 取 引 先	事業法人等
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱 UFJ 銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 24.31% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 11.36% 青井不動産株式会社 3.02% MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND(常任代理人 香港上海銀行) 2.96% 株式会社三菱 UFJ 銀行 2.55% 東宝株式会社 1.90% 公益財団法人青井奨学会 1.63% THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS(常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行) 1.45% 青井 忠雄 1.40% THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042(常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.28%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	当社取締役1名が株式会社丸井グループの取締役を兼務しております。

	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
	連結総資産額	885,969	901,231	920,026
	連結純資産額	290,330	290,100	262,052
	1株当たり連結純資産額(円)	1,351.57	1,350.58	1,307.04
	連結売上収益	247,582	206,156	209,323
	連結営業利益	41,944	15,223	36,784
	連結当期純利益	25,437	2,197	17,701
	親会社株主に帰属する連結当期純利益	25,396	2,267	17,791
	1株当たり連結当期純利益(円)	117.58	10.58	85.81
	1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額)	50.00 (28.00)	51.00 (25.00)	52.00 (26.00)

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 上記表は、別途記載のある場合を除き、2022年9月30日現在におけるものです。
2. 当社は、株式会社丸井グループが東京証券取引所プライム市場に上場していること、同社が同取引所に提出した2022年7月14日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において公表されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容の記載並びに当社調査結果から、同社並びにその役員又は主要株主が、反社会的勢力等の特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

株式会社丸井グループについては、小売・フィンテック・未来投資の三位一体でビジネスを展開している同社と、研究開発力、オンラインによる宣伝/販売力を軸にヘルスケア事業やバイオ燃料事業等のビジネスを展開してきている当社が、サステナブルな社会の実現を目指して、同社との提携クレジットカードの発行、同社の店舗を活用したポップアップイベントの実施、当社によるバイオ燃料の供給や共同でのEコマースの運営等の実施へ向けた協議を進めてまいります。同社は、お客さまをはじめ、株主・投資家の皆さま、お取引先さま、地域・社会、社員に、将来世代を加えた6つのステークホルダーの「利益としあわせの調和」を企業価値と定義し、ステークホルダーとともにその拡大をめざす「ステークホルダー経営」を

掲げており、当社との取り組みにより、同社が企業価値と定義する「6つのステークホルダーの『利益としあわせの調和』」の拡大につながることが見込まれます。当社としては、今後同社との共創関係を強化していくことでサステナブルな社会の実現へ向けた取り組みの加速が見込まれることから、割当予定先に選定いたしました。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

株式会社丸井グループの2023年3月期第2四半期報告書に記載されている連結財務諸表により、同社の現預金、総資産額、純資産額等の状況(2022年9月30日時点で各々43,999百万円、955,222百万円、266,836百万円)を把握した上で、同社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の確保及び保有の状況として問題ないと判断しております。

②ロート製薬株式会社

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	ロート製薬株式会社
(2) 所 在 地	大阪市生野区巽西一丁目8番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 杉本 雅史
(4) 事 業 内 容	医薬品・化粧品・機能性食品等の製造販売
(5) 資 本 金	6,504百万円
(6) 設 立 年 月 日	1949年9月15日
(7) 発 行 済 株 式 数	118,089,155株
(8) 決 算 期	3月
(9) 連 結 従 業 員 数	6,866名(2022年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	株式会社大木、株式会社PALTAC
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 16.85% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 9.16% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 7.99% 株式会社三菱UFJ銀行 3.33% 山田清子 2.60% 有限会社山田興産 2.46% 山昌興産株式会社 2.23% 日本生命保険(相) 1.86%

	山田邦雄 1.71%		
	ロート製薬従業員持株会 1.42%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連結総資産額	215,644	226,149	274,627
連結純資産額	140,032	156,612	183,832
1株当たり連結純資産額(円)	1,217.67	1,363.42	1,559.62
連結売上高	188,327	181,287	199,646
連結営業利益	23,085	22,990	29,349
連結当期純利益	15,282	16,770	21,150
親会社株主に帰属する連結当期純利益	15,410	16,743	21,018
1株当たり連結当期純利益(円)	135.13	146.78	184.26
1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額)	26.00 (13.00)	28.00 (13.00)	36.00 (15.00)

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 上記表は、別途記載のある場合を除き、2022年9月30日現在におけるものです。
2. 当社は、ロート製薬株式会社が東京証券取引所プライム市場に上場していること、同社が同取引所に提出した2022年7月14日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において公表されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容の記載並びに当社調査結果から、同社並びにその役員又は主要株主が、反社会的勢力等の特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

ロート製薬株式会社については、ヘルスケア関連商品の共同開発・企画及び相互の販売チャネルにおける連携、藻類を活用した化粧品原料や健康食品の共同研究、八重山地域やアジア地域における協業の検討、バイオ燃料を活用した環境負荷低減へ向けた取り組み等、様々な

連携を進めてまいります。同社は「Connect for Well-being」を経営ビジョンに掲げており、当社との連携は長寿を健康で幸せに過ごすことのできる持続可能な社会の実現につながるが見込まれます。今後同社との協業関係を強化していくことで、当社のヘルスケア事業における商品開発力、藻類等の研究開発力、サステナビリティ領域における活動の強化につながると見込まれることから、割当予定先に選定いたしました。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ロート製薬株式会社の 2023 年 3 月期第 2 四半期報告書に記載されている連結財務諸表により、同社の現預金、総資産額、純資産額等の状況（2022 年 9 月 30 日時点で各々 78,222 百万円、302,366 百万円、205,653 百万円）を把握した上で、同社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の確保及び保有の状況として問題ないと判断しております。

2. 本新株予約権付社債割当予定先

① マツダ株式会社

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マツダ株式会社
(2) 所 在 地	広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 丸本 明
(4) 事 業 内 容	乗用車・トラックの製造、販売等
(5) 資 本 金	283,957 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1920 年 1 月 30 日
(7) 発 行 済 株 式 数	631,803,979 株
(8) 決 算 期	3 月
(9) 従 業 員 数	48,750 名 (2022 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	—
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 15.67% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 5.31% トヨタ自動車株式会社 5.07% STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.66% 株式会社三井住友銀行 1.62%

	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部) 1.61% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.48% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行 東京支店カストディ業務部) 1.41% JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業部) 1.22% 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 1.10%			
(13)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社は、当社が製造する次世代バイオディーゼル燃料を マツダ株式会社に供給しております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
	連 結 総 資 産 額	2,787,640	2,917,414	2,968,148
	連 結 純 資 産 額	1,205,846	1,195,830	1,316,697
	1株当たり連結純資産額(円)	1,865.63	1,876.40	2,065.74
	連 結 売 上 高	3,430,285	2,882,066	3,120,349
	連 結 営 業 利 益	43,603	8,820	104,227
	連結当期純利益又は連結当期 純 損 失 (△)	14,105	△32,054	82,347
	親会社株主に帰属する連結当 期純利益又は親会社株主に帰 属する連結当期純損失(△)	12,131	△31,651	81,557
	1株当たり連結当期純利益又 は1株当たり連結当期純損失 (△) (円)	19.26	△50.26	129.49
	1株当たり配当額(円)	35.00	—	20.00

(うち1株当たり中間配当額)	(15.00)	(-)	(-)
----------------	---------	-----	-----

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 上記表は、別途記載のある場合を除き、2022年9月30日現在におけるものです。
2. 当社は、マツダ株式会社が東京証券取引所プライム市場に上場していること、当社が同取引所に提出した2022年6月27日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において公表されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容の記載並びに当社管理部における調査結果から、当社並びにその役員又は主要株主が、反社会的勢力等の特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

マツダ株式会社については、当社及び当社が参画するひろしま自動車産学官連携推進会議と連携して、広島地域における次世代バイオディーゼル燃料のバリューチェーンの構築の推進や、当社が参戦するスーパー耐久シリーズにおける当社車両への当社次世代バイオディーゼル燃料の供給等、様々な取り組みで連携しております。今後当社との協業関係を更に強化していくことが自動車領域における次世代バイオディーゼル燃料の普及拡大につながると見込まれるとともに、本商業プラントが完成した後の次世代バイオディーゼル燃料の販売先として期待されることから、割当予定先を選定いたしました。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

マツダ株式会社の2023年3月期第2四半期報告書に記載されている連結財務諸表により、同社の現預金、総資産額、純資産額等の状況(2022年9月30日時点で各々717,189百万円、3,230,600百万円、1,429,917百万円)を把握した上で、当社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の確保及び保有の状況として問題ないと判断しております。

②第一生命保険株式会社

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	第一生命保険株式会社
(2) 本 店 所 在 地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 稲垣 精二
(4) 事 業 内 容	生命保険業
(5) 資 本 金	60,000 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1902年9月15日
(7) 発 行 済 株 式 数	6,000 株
(8) 決 算 期	3月

(9)	従 業 員 数	51,154 名		
(10)	主 要 取 引 先	-		
(11)	主 要 取 引 銀 行	-		
(12)	大株主及び持株比率	第一生命ホールディングス株式会社 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
	総 資 産 合 計	36,493,562	38,924,381	38,681,563
	純 資 産 合 計	2,549,907	3,190,276	2,756,996
	経 常 収 益	3,680,689	3,811,725	4,450,872
	経 常 利 益	290,696	373,799	378,920
	当 期 純 利 益	128,669	196,075	199,776

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 上記表は、別途記載のある場合を除き、2022年9月30日現在におけるものです。
2. 当社は、第一生命保険株式会社の親会社である第一生命ホールディングス株式会社が東京証券取引所プライム市場に上場していること、同社が同取引所に提出した2022年6月20日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において公表されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容の記載並びに当社調査結果から、同社並びにその役員又は主要株主が、反社会的勢力等の特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

第一生命保険株式会社については、投融資を通じて社会の構造変化・社会課題の解決を目指す同社のサポートを受け、当社はサステナブルな社会の実現に向けてバイオ燃料事業の更なる拡大を目指します。同社はネットゼロ・アセットオーナー・アライアンスに加盟し、2050年の運用ポートフォリオのカーボンニュートラル達成や投融資を通じた低炭素社会への移行・環境イノベーション創出の後押しを目指しておりますが、本社債への投資はポートフォリオのカーボンニュートラル達成など、同社の目標達成に貢献することが見込まれます。当社としてもサステナブルな取り組みに関するノウハウや幅広いネットワークを有する同社とサステナブルな社会の実現に向け様々な連携を推進していくことが、投資家とのエンゲージ

メント強化に向けた当社の取り組みの拡充につながると見込まれることから割当候補先に選定しました。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

第一生命保険株式会社の2022年度第2四半期（上半期）報告に記載されている中間貸借対照表により、同社の現預金、総資産額、純資産額等の状況（2022年9月30日時点で各々274,583百万円、35,629,633百万円、1,898,769百万円）を把握した上で、同社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の確保及び保有の状況として問題ないと判断しております。

以 上